

消表対第973号
平成29年7月11日

東京ガスイズミエナジー株式会社
代表取締役 八方 淑夫 殿

消費者庁長官 岡村 和美
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給するガスファンヒーターの取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第3号の規定に基づく「おとり広告に関する表示」（平成5年公正取引委員会告示第17号。以下「おとり広告告示」という。）第1号に該当する表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売するとして「RN-C635SFH-WH」と称するガスファンヒーター（以下「本件商品」という。）に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
 - ア 貴社は、貴社が平成28年11月3日から同月6日までの期間において開催した「東京ガスのガス展2016」と称するイベント（以下「ガス展」という。）において、別表1「配布年月日」欄記載の日に、同表「配布地域」欄記載の地域内に配布したチラシにおいて、「東京ガスのガス展2016」、「オススメ!」、「リンナイ35号ガスファンヒーター RN-C635SFH-WH」等と、別表2「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、ガス展において本件商品を販売するかのように表示していたこと。
 - イ 実際には、貴社は、ガス展で販売するための本件商品を準備しておらず、ガス展において本件商品の全部について取引に応じることができないものであったこと。
 - ウ 前記アの表示は、前記イのとおりであって、本件商品について、取引を行うための準備がなされていない場合の本件商品についての表示であり、景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)記載の表示と同

様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示を行うことにより、取引を行うための準備がなされていない場合の本件商品又はこれと同種の商品についての表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 東京ガスイズミエナジー株式会社（以下「東京ガスイズミエナジー」という。）は、東京都杉並区今川三丁目28番17号に本店を置き、東京都杉並区を営業区域として、住宅設備機器及び機械器具の小売業、機械修理、点検及び保守管理業並びにガス工事業等の事業を営む事業者である。
- (2) 東京ガスイズミエナジーは、東京瓦斯株式会社から、同社のプライベートブランド商品である本件商品を仕入れ、本件商品を一般消費者に販売している。
- (3) 東京ガスイズミエナジーは、本件商品に係るチラシの表示内容を自ら決定している。
- (4) 東京ガスイズミエナジーは、ガス展において、別表1「配布年月日」欄記載の日に、同表「配布地域」欄記載の地域内に配布したチラシにおいて、「東京ガスのガス展2016」、「オススメ!」、「リンナイ 35号ガスファンヒーター RN-C635SFH-WH」等と、別表2「表示内容」欄記載のとおり記載することにより、あたかも、ガス展において本件商品を販売するかのように表示していた。
- (5) 実際には、東京ガスイズミエナジーは、ガス展で販売するための本件商品を準備しておらず、ガス展において本件商品の全部について取引に応じることができないものであった。

3 法令の適用

前記事実によれば、東京ガスイズミエナジーは、本件商品の取引に関し、取引を行うための準備がなされていない場合の本件商品についての表示を行っていたものであり、この表示は、おとり広告告示第1号に該当するものであって、かかる行為は、景品表示法第5条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をする

ことができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表1

配布方法	配布年月日	配布地域	配布枚数
ダイレクトメール	平成28年10月27日	東京都杉並区	6,331枚
手配り	平成28年10月7日から同年11月6日まで	東京都杉並区	3,269枚

別表2

表示媒体	表示内容
チラシ外面 (別添写し1)	「東京ガスのガス展2016」、「11.3祝～11.6日 10～17時」、「ご来場お待ちしております!」、「東京ガスライフバル北杉並」、「東京ガスイズミエナジー株」
チラシ中面 (別添写し2)	「笑顔が溢れるリビングを優しく暖める商品がたくさん!」、「オススメ!」、「リンナイ 35号ガスファンヒーター RN-C635SFH-WH」、「メーカー希望小売価格55,944円(税込)」、「ガス展特価 36,300円(税込)」

